

④（仮称）川島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（案）の概要

1 保育の必要性の認定について

新制度では、保育施設等への入所決定から独立した手続きとして、客観的基準に基づき、「保育の必要性を認定する」こととなります。

これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握し、計画的に保育の整備を進めることが可能になるという見解が国から示されています。

2 認定の区分について

子ども・子育て支援法（第19条1項）では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って利用施設も決まります。

3つの認定区分

1号認定・・・お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合

利用先 幼稚園・認定こども園

2号認定・・・お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所・認定こども園

3号認定・・・お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、
保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所・認定こども園・地域型保育

3 新制度における利用の流れ

幼稚園等の利用を希望の場合

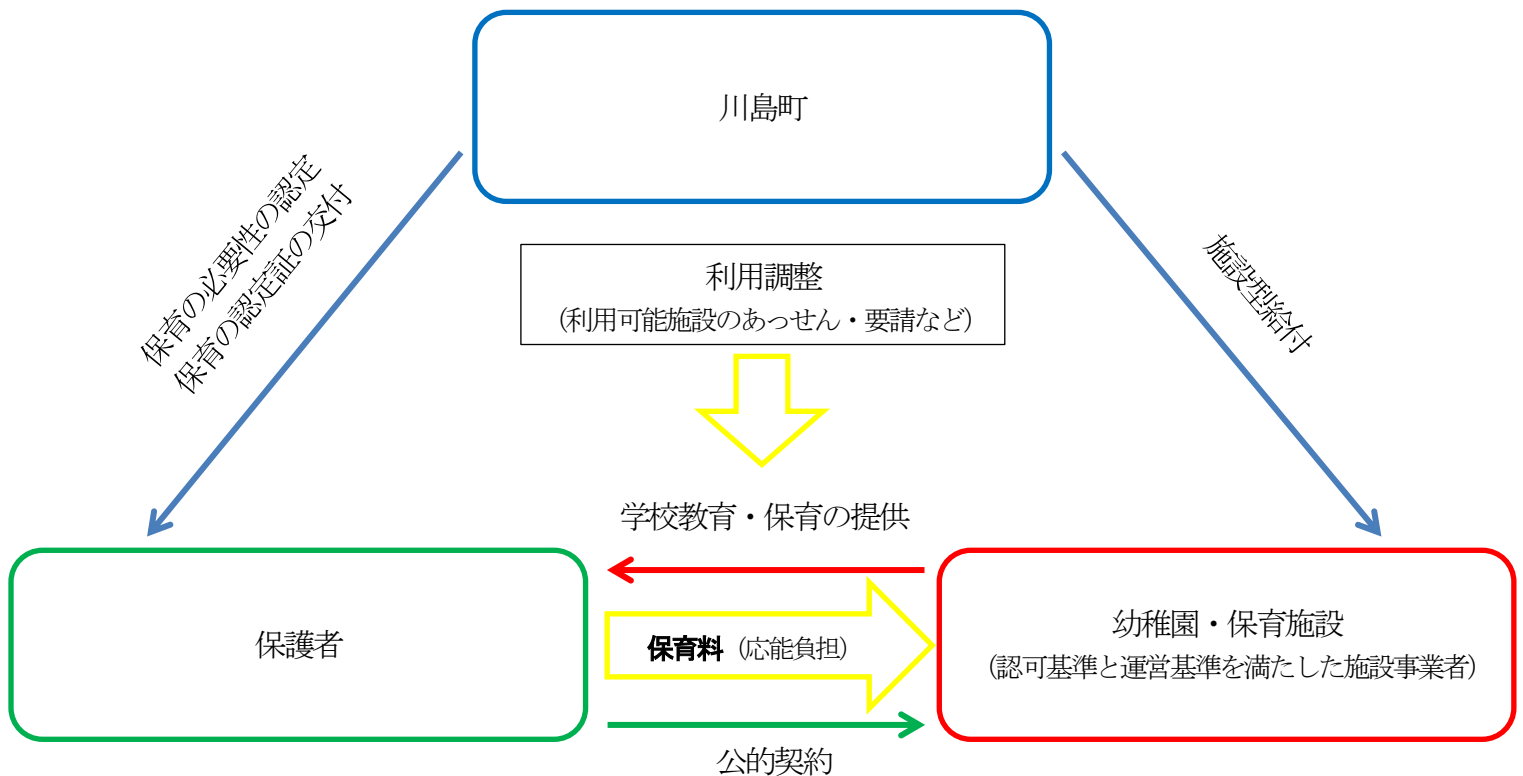
- 1 幼稚園に直接利用申し込みをします
- 2 幼稚園等から入園の内定を受けます
- 3 幼稚園等を通じて利用のための認定を申請します
- 4 幼稚園等を通じて市町村から認定証が交付されます
- 5 幼稚園等と契約をします

保育所等の保育を利用希望するかたの場合

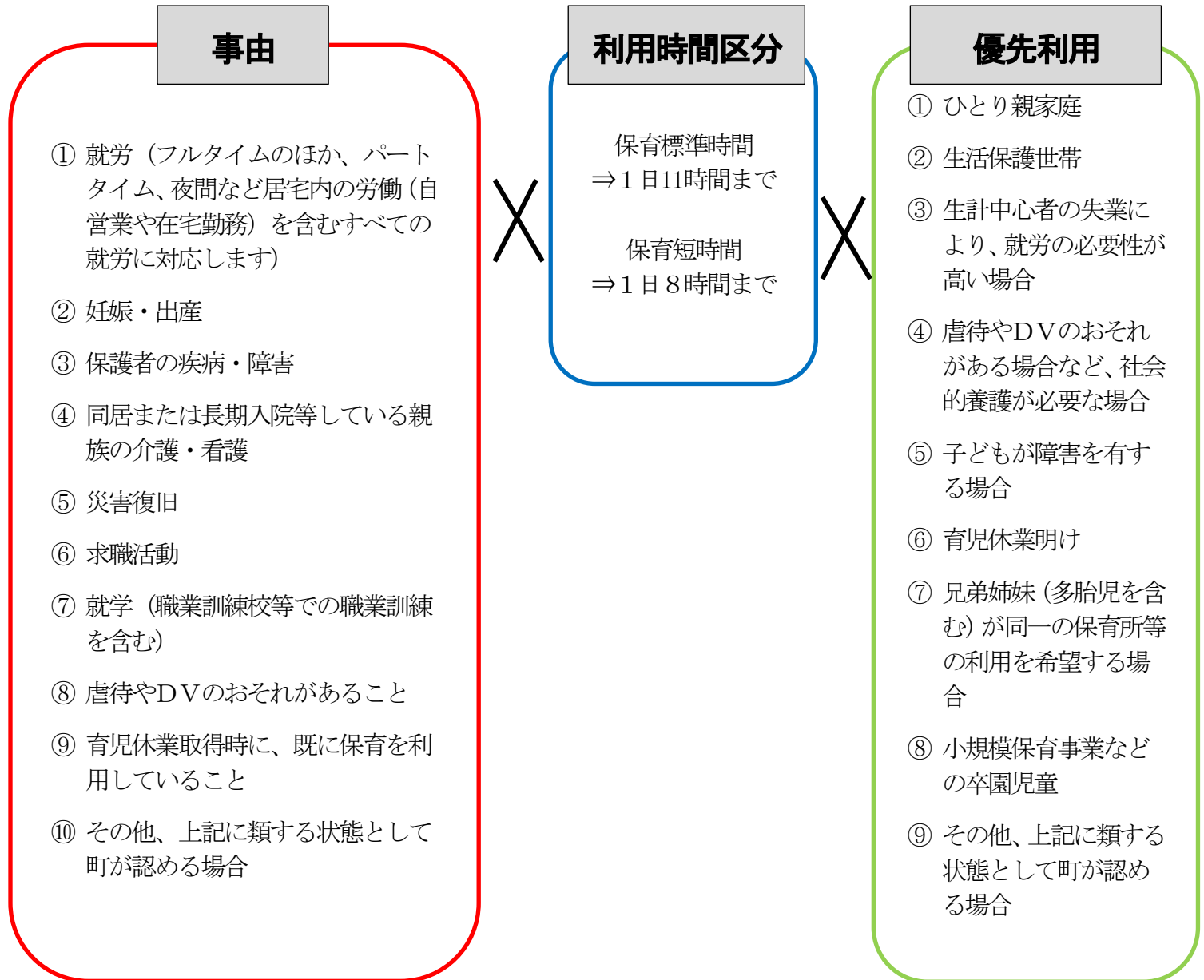
- 1 役場に保育の必要性の認定を申請します
- 2 役場から認定証が交付されます
- 3 保育所等利用希望の申し込みをします
- 4 申請者の希望、保育所等の状況などにより、市町村が利用調整をします
- 5 利用先の決定後契約となります

※利用調整の結果、希望保育所に空きがなく保育が必要な子どもが幼稚園を利用することもあります。

※なお、認定の有無にかかわらず、一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業の利用は可能です。



4 保育の必要性の認定方法について



川島町は現在、保育園の入園決定にあたり、おおむね国が示した方針に沿った運営を行っていると考えています。そのため、新制度移行に伴っての現行の運営を大幅に変更することは今のところ考えておりませんが、新制度での川島町の保育認定に関する基準については、次のとおりとすることを検討しています。

川島町の基準案

- ・保育短時間の下限時間については、現行の週4日、1日4時間の就労時間を引き継ぎ、「月64時間」とする。
- ・保育の必要性の認定は社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて基準点数の見直しを行う。そのため、具体的な基準点数表は規則において定める。

保育の必要性の認定に関する基準案

| 国の基準内容 | | 区分 | 川島町の基準案 | | | | |
|---------------|---|--|---------------|----------|--------------|--------------------------------------|----|
| 保育の必要性の認定基準 | <p>保育の必要性の認定にあたり、国は以下の3点について認可基準を策定</p> <p>「事由」：保護者の労働または疾病その他の政省令等で定める事由</p> <p>「区分」：保育必要量の区分（保育標準時間また保育短時間）</p> <p>「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等</p> <p>保育の必要性の認定に係る事由</p> <p>① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など居宅内の労働（自営業や在宅勤務）を含むすべての就労に対応します）</p> <p>② 妊娠・出産</p> <p>③ 保護者の疾病・障害</p> <p>④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>⑤ 災害復旧</p> <p>⑥ 求職活動</p> <p>⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用していること</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合</p> | 国の基準は示されているが、従うべき基準と参酌すべき基準の区分は示されていない | 国の基準のとおり | | | | |
| 保育の必要量 | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">保育標準時間</td> <td>1日11時間まで</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">保育短時間</td> <td>1日8時間まで 就労下限時間：1か月あたり48時間以上64時間以下</td> </tr> </table> <p>※② 妊娠・出産、⑤ 災害復旧、⑧ 虐待やDVのおそれがあることのような事由は、時間の区分を設けない</p> <p>※現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き保育所に入所できる経過措置を講じる</p> | | 保育標準時間 | 1日11時間まで | 保育短時間 | 1日8時間まで 就労下限時間：1か月あたり48時間以上64時間以下 | ※1 |
| 保育標準時間 | 1日11時間まで | | | | | | |
| 保育短時間 | 1日8時間まで 就労下限時間：1か月あたり48時間以上64時間以下 | | | | | | |
| 優先利用 | <p>① ひとり親家庭</p> <p>② 生活保護世帯</p> <p>③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤ 子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥ 育児休業明け</p> <p>⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧ 小規模保育事業などの卒園児童</p> <p>⑨ その他、上記に類する状態として町が認める場合</p> | 国の基準のとおり | | | | | |

※1 保育短時間の下限時間については、現行の週4日、1日4時間の就労時間を引き継ぎ、「月64時間」とする。

| | |
|----------|---|
| 施行期日 | 平成27年4月1日予定 |
| 町民コメント期間 | 平成26年7月28日（月）～8月8日（金） |
| その他 | 「川島町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」については、原則として条例において規定する予定ですが、一部の内容について規則により規定する場合があります。 |

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 問合せ | 川島町役場子育て支援課 |
| | 電話：049-299-1765（直通） |
| | メール：kosodate@town.kawajima.saitama.jp |